

資料3

24水管第1689号

平成24年11月8日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 郡司 彰

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について（諮問第224号）

中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成25年3月20日から平成30年3月19日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(説明)

中型さけ・ます流し網漁業の公示について

I 中型さけ・ます流し網漁業につき、平成25年3月20日以降の当該許可等に係る公示を行うこととしたい。なお、平成24年漁期に係る公示は、日本海の海域と太平洋の海域を別に公示していたが、平成25年漁期以降は両海域に係る告示を併せて公示することとしたい。

II 許可又は起業の認可を行う隻数については、前回の公示における許可又は起業の認可に係る船舶の隻数としたい。平成24年漁期に係る公示隻数等は、以下のとおりであり、申請のあったものについて許可又は起業の認可を行ったところである。このため、今回の許可又は起業の認可の公示隻数は、日本海の海域を3隻、太平洋の海域を43隻としたい。

平成24年漁期に係る公示隻数・申請隻数・許可隻数

	公示隻数	申請隻数	許可隻数
日本海の海域	3隻	3隻	3隻
太平洋の海域	49隻	43隻	43隻

III. 操業区域及び操業期間については、ロシア連邦水域内の操業期間を周年、その他は昨年と同じ内容としたい。

IV. 当該漁業の許可の有効期間は、漁業法第60条第1項の規定により、平成25年3月20日から平成30年3月19日までとしたい。

(公示内容の概要)

漁業種類	隻数	操業区域	操業期間	申請期間
中型さけ・ます流し網漁業				
日本海の海域	3隻 (3隻)	おおむね北緯46度の線以南、北緯37度の線以北の日本海の海域	ロシア二百海里水域内においては周年、上記以外の海域については毎年3月20日から同年7月10日まで	平成24年 月 日 (公示日) から平成25年 月 日まで (公示日から3箇月を経過した日)
太平洋の海域	43隻 (49隻)	日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	周年	

(注) 隻数の欄中の括弧書き部分は、平成24年漁期の公示に係る許認可隻数である。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 郡司 彰

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	操業期間	総トン数		隻数
		旧トン数	新トン数	
一 操業区域（別記） 一の操業区域をいう。以下同じ。） の1	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第	三〇トン以上 一五三トン未満	三〇トン以上 一八五トン未満	三

<p>二 操業区域の2</p>		<p>周年</p>	<p>十一号)第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域(以下「ロシア二百海里水域」という。)においては周年、それ以外の海域においては毎年三月二十日から同年七月十日まで。ただし、国際交渉との関連において農林水産大臣がこれと異なる期間を定めた場合には、当該期間とする。</p>	<p>三〇トン以上 二〇〇トン未満</p>		<p>三〇トン以上 二〇〇トン未満</p>		<p>四三</p>	
-----------------	--	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	--	---------------------------	--	-----------	--

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年

月

日から平成二十五年

月

日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十五年三月二十日から平成三十年三月十九日までとする。
- 2 この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に規定する特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 3 水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図ることが適当であると認められた場合には、当該船舶の総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得たトン数を許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数とみなす。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、別記一の操業区域ごとにおおむね別記二に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

別記一 操業区域

1 日本海海区 北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

一 北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域

二 北海道礼文郡礼文町カラナイ岬突端、北緯四十三度四十三分三十二秒の線と同道小樽市高島岬突端正北の線との交点、同道積丹郡積丹町神威岬突端正北の線と同道寿都郡寿都町弁慶岬突端正北の線との交点、同突端正北の線と北緯四十三度九秒の線との交点、同道久遠郡せたな町茂津多岬突端正西の線と同道奥尻郡奥尻町稲穂岬突端正北の線との交点、同突端正北七海里の点、北緯四十二度二十二分九秒東経百三十九度四分四十七秒の点、北緯四十一度五十七分九秒東経百三十九度四分四十八秒の点、同町青苗岬突端と同道松前郡松前町小島東端とを結ぶ線上青苗岬突端から七海里の点、小島東端、同町松前灯台中心点と青森県西津軽郡深浦町鱸作埼灯台中心点正西二十海里の点とを結ぶ線と小島東端と同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線との交点、鱸作埼灯台中心点正西二十海里の点、秋田県男鹿市入道埼灯台中心点正西二十海里の点、山形県酒田市飛島灯台中心点北西五海里の点、新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台中心点北西十海里の点、同県佐渡市弾埼灯台中心点正北十五海里の点、同

市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点及び同県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点を順次に結ぶ線以東の海域

三 新潟県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点、石川県珠洲市  
緑岡埼突端北西三十海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里の点及び同県加賀市加佐岬  
突端北西三十海里の点を順次に結ぶ線以南の海域

四 北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

五 北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

六 新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域

七 石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域

2 太平洋海区 ロシア二百海里水域

別記二 制限又は条件

(日本海海区)

1 農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて漁獲量の限度を定めるときは、これを超えてさけ・ます類を採捕してはならない。



- 2 前項の漁獲量の限度について、農林水産大臣から送付を受けた書類は、これを船内に備え付けておかなければならない。
- 3 農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて操業区域の1中別に定めて通知する区域においては、別に定めて通知する期間、操業してはならない。
- 4 操業区域の1中排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項に規定する排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。）においては、海中に敷設する流し網の長さは、十二メートル以下でなければならない。
- 5 操業区域の1中排他的経済水域においては、流し網の網目の結節から結節までの長さは、四十五・五ミリメートル以上でなければならない。
- 6 操業区域の1中排他的経済水域においては、漁具には、船名を表示するとともに、海中に敷設する網の両端には水面上1・五メートルの高さに赤及び黒それぞれ一枚の標旗を設置し、また、夜間においては、流し網の両端に赤灯を設置しなければならない。
- 7 当該許可に係る船舶の船橋の周囲を一メートルの幅で帯状に緑色で、満載状態における喫水線上の船

体の外面（甲板を除く。）を白色で塗装しなければならない。

8 船長は、水産庁長官が別に定めるところにより、毎日の位置等を水産庁の漁業取締船の漁業監督官に無線電信又は無線電話をもって報告しなければならない。

9 船長は、水産庁長官が別に定める陸揚げ漁獲量報告書を、入港ごとに、陸揚地の荷受機関及び当該陸揚地を管轄する道県知事を経由して、水産庁長官に報告しなければならない。

（太平洋海区）

1 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第十六条第一項の許可番号の表示については、船体の両側面の許可番号の各文字及び数字につき、六十センチメートル四方以上の大きさを空中及び洋上から明瞭に識別できるように表示しなければならない。

2 操業区域の2中排他的経済水域においては、操業してはならない。

3 漁業者が押印し、又は署名した魚倉配置図（各魚倉の容積、長さ、幅及び高さを記入し、魚倉のみの配置を示したものを）を船舶内に備え付けておかなければならない。

4 航行する期間中は、VHF十六チャンネルを常に受信しなければならない。

5 船長は、水産庁長官が別に定めるところにより、操業状況等を水産庁長官に報告しなければならない。  
(日本海海区及び太平洋海区)

1 漁網を海中に投棄してはならない。

2 公海上又はロシア二百海里水域内で、さけ・ます漁業に関する国際協定等の締約国の正当な権限を有する公務員又はロシア連邦の正当な権限を有する公務員(以下「外国公務員等」という。)から臨検の目的で乗船を求められた場合には、これを拒んではならない。

3 船長は、外国公務員等が安全に乗下船できるように、適当な方法を講じなければならない。

4 拿捕<sup>だ</sup>された場合において、陸揚港において漁業監督官又は海上保安官(以下「漁業監督官等」という。)  
。の下に出頭するよう指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

5 前項の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 漁具に付された封印を除去しないこと。

二 陸揚港において漁業監督官等の下に出頭するまで、操業しないこと。

三 漁業監督官等の下に出頭したときは、速やかに、拿捕<sup>だ</sup>の際に作成された検査調書を当該漁業監督官

等に提出すること。

6 ロシア二百海里水域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。